

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		貸出券の交付
根拠法令及び条項		新座市立視聴覚ライブラリー規則第6条第1項 貸出券は、所在を証明する書類を提示し、貸出登録申請書を提出した団体等に交付する。
所管部課係名		教育総務部中央図書館奉仕係
審 査 基 準	関係条項	第5条 視聴覚資料・機材の貸出しを受けることができるものは、市内の学校、社会教育施設、事業所、機関又は団体（以下「団体等」という。）で貸出券の交付を受けたものとする。 2 前項に規定する団体等以外の者に対し、館長が特に必要と認めた場合は、貸出券を交付することができる。
	基準 (未設定の場合はその理由)	貸出券の交付対象者は、次のとおりとする。 (1) 学校 (2) 保護者会 (3) 公共施設 (4) 企業 (5) 一般サークル (6) その他これらに準じると認められるもの
	参考事項	
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（平成 年 月 日最終変更）